都道府県

各 指定都市 生活保護担当課 御中

中核市

厚生労働省社会•援護局保護課

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)」 の一部訂正等について

日頃より、生活保護行政の適正実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記については、一部記載に誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただくほか、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)における様式の一部改正を予定しておりますので、別添のとおり当該様式案をお示しします。

御了知の上、管内市町村への周知にもご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

〇 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)」(令和6年6月6日社援発0606第5号厚生労働省社会・援護局長通知)の一部訂正について

<新旧対照表中 改正後欄>

該当箇所	訂正後	訂正前
別紙第4号の2あん摩・マッサ	片道 16 <u>キロ</u> メートルを超える	片道 16 メートルを超える場合
ージの施術料金の算定方法の	場合の往療料は往療を必要と	の往療料は往療を必要とする
2 (2)	する絶対的な理由がある場合	絶対的な理由がある場合以外
	以外は認められないこと。	は認められないこと。
別紙第4号の4はり・きゅうの	片道 16 <u>キロ</u> メートルを超える	片道 16 メートルを超える場合
施術料金の算定方法の2の注	場合の往療料は往療を必要と	の往療料は往療を必要とする
(2)	する絶対的な理由がある場合	絶対的な理由がある場合以外
	以外は認められないこと。	は認められないこと。

<新旧対照表中 改正前欄>

該当箇所	訂正後	訂正前
別紙第4号の2あん摩・マッサージの施術料金の算定方法の	片道 16 <u>キロ</u> メートルを超える 場合の往療料は往療を必要と	片道 16 メートルを超える場合 の往療料は往療を必要とする絶
2 (3)	する絶対的な理由がある場合 以外は認められないこと。	対的な理由がある場合以外は認められないこと。
別紙第4号の4はり・きゅうの 施術料金の算定方法の2の注	片道 16 <u>キロ</u> メートルを超える 場合の往療料は往療を必要と	片道 16 メートルを超える場合 の往療料は往療を必要とする絶
(3)	する絶対的な理由がある場合 以外は認められないこと。	対的な理由がある場合以外は認められないこと。

○ 医療扶助運営要領における様式の改正案について

医療扶助運営要領における様式第 26 号の 1、第 26 号の 2、第 26 号の 3 について別添様式案のとおり今後改正を予定しておりますので、あらかじめお示しします。